

31 静保生第 6775-1 号
令和 2 年 2 月 20 日

旅館業営業者 各位
施設管理者 各位

静岡市保健所長
(生活衛生課)

「帰国者・接触者相談センター」の設置について (その 2) (情報提供)

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
今般の国内での新型コロナウイルス感染者の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルス感染症の相談を受け付ける静岡市保健所「帰国者・接触者相談センター」の対応が 24 時間体制に変更になりましたので情報提供します。

また、「帰国者・接触者相談センター」に御相談いただく目安に変更が生じております。37.5 度以上の発熱が 4 日以上続いている又は強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに静岡市保健所「帰国者・接触者相談センター」TEL 054-249-2221 へ御連絡いただき、その指示に従ってください (別添の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」も御覧ください。)

今後も状況の変化がありましたら、随時通知等を行いますので、御対応等よろしくお願ひします。

<添付書類>

- (1) 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安 (厚生労働省)
- (2) 新型コロナウイルスを防ぐには (厚生労働省)
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策「マスクについてのお願い」 (厚生労働省)

お問い合わせ先
静岡市保健所
生活衛生課 生活衛生係
TEL 054-249-3155、3156